島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市水道料金等審議会 会長 佐 藤 和 美

島田市水道料金の改定について(答申)

令和元年12月12日に諮問のあった水道料金の改定について、5回の審議会を 開催し、慎重に審議を進め結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少による給水収益の減少、大規模地 震に備えるための施設の耐震化、老朽化による施設更新等、多くの課題が山積し ており、今後、厳しい経営状況が予測されている。

このような状況において、島田市の水道を安定的に市民に提供していくためには、これまで以上の経営努力とともに、収益の確保が重要である。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、今後の料金体系について慎重に議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

記

1 料金改定

本市水道事業では、平成27年に料金改定を実施し、経費削減に努めつつ水道施設の更新や耐震化を進めてきた。

また、平成30年には給水収益が先細りする状況下においても施設更新を継続し、安定的に事業を運営するため、島田市水道事業経営戦略を策定した。その経営戦略における将来見通しは、今後も概ね5年ごとの料金改定が必要との結果から今回の改正となった。

ただし、経営戦略では令和4年度に料金改定を行うとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に開始した審議会を一時中断したため、改定時期を1年延期することになった。

2 算定期間

前回の料金改定時や経営戦略では、水道料金の算定期間を概ね5年としたが、 国は3年~5年ごとの見直しをするよう要請していることから、今後、何年ごと の見直しが妥当かの議論を行った。その結果、算定期間を4年とした方が改定頻 度は高くなるものの、改定率は低く抑えられ、また、算定期間が短い方が社会情 勢の変化に対応がしやすいことから、料金改定の算定期間を4年とすることが 望ましいという判断に至った。

3 料金改定率

料金算定期間を令和5年度から令和8年度の4年間とし、経営戦略で算定した料金収入を確保できる料金体系を検討した結果、平均改定率を8.1%とする料金体系が適切との結論に至った。

4 料金体系

(1) 基本料金

現行は、口径13mm、20mm、25mmの基本料金が同一で、口径30mm以上は口径の「直径比率」で口径ごとの基本料金が設定されている。これは、前回の料金改定で「用途別」から「口径別」の料金体系に移行した結果、使用者によっては値上げ幅に大きな違いが出てしまうため、出来るだけその変化を少なくしたためである。

現状、中・大口径の基本料金が非常に安価であり、小口径に負担を強いている 状況であるため、今回の改定では料金設定の基本となる考え方を「直径比率」から「断面積比率」に変更し、周辺事業体の基本料金に近づけることが適切である と考える。ただし、大口径の基本料金が大幅に値上げとなるため、3回の改定で 段階的に移行することが望ましい。

また、口径13mmと20mmは主に一般家庭で使用されていることから、口径13mmと20mmの基本料金のみ同一とし、口径25mm以上は口径別に基本料金を設定することが適切との結論に至った。

(2) 従量料金

現行は、使用量が10立方メートルまでは、全口径同一料金であるが、10立方メートルを超える分は、口径25mm以下と口径30mm以上で従量料金単価が異なる。 今回の改定では、負担の公平性を図る観点から、使用量10立方メートルを超える分の単価区分を廃止し、全口径統一することが適切である。

5 料金改定日

料金改定にあたっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定 日は令和5年4月1日が適切と考えるが、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、柔 軟に対応していただきたい。

6 付帯意見

(1) 新たな収納方法について

本審議会では、新たな収納方法としてクレジットカードによる収納については検討を行った。結果、導入は見送ることにしたが、使用者へのサービス向上の観点から、引き続き検討することを要望する。

(2) 適正口径への移行

今回の料金改定では、口径30mm以上の中・大口径で少量使用者の改定率が高くなっているが、このような使用者には、今回の料金改定で改定率が高くなる理由を丁寧に説明しつつ、口径のダウンサイジングを促すことが適当である。

(3) 広報活動の充実

料金改定にあたっては、市民の理解が不可欠であるため、分かりやすい資料を 作成し、様々な広報手段を効果的に活用しながら、料金改定の必要性や変更点等 を十分に周知されることを要望する。

(4) 施設更新への要望

水道は市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインであるため、地 震等の自然災害に対して強靭さが求められる。

料金改定によって、今後さらに施設の耐震化や老朽化した施設の更新等を進め、将来へ繋ぐ安全で信頼できる水道とすることを要望する。

【島田市水道料金改定 案】

改定案

(消費税込、1か月あたり)

口仅	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)		
口径		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分	
13mm	1,045円	22. 0円		
20mm				
25mm	1,155円			
30mm	1,540円			
40mm	2,035円		143. 0円	
50mm	3,245円			
75mm	5,500円			
100mm	8,580円			
150mm	18,700円			
臨時給水	口径別料金			
浴場営業	口径別料金		47. 3円	

改定前

(消費税込、1か月あたり)

<u> </u>			(114)(100)(-11.7)(-7.7)	
口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)		
		10立方メートルまで	10立方メートルを超える分	
13mm	1,100円	15. 73円		
20mm	1,100円		128.81円	
25mm	1,100円			
30mm	1,320円			
40mm	1,760円			
50mm	2,200円		141. 13円	
75mm	3,300円		141.15円	
100mm	4,400円			
150mm	6,600円			
臨時給水	口径別料金		口径別料金	
浴場営業	口径別料金		47. 3円	

委員名簿

選手区分	職名	氏名	組織・役職名
学識経験者	会 長	佐藤和美	静岡産業大学教授
	副会長	鈴木 民雄	税理士(鈴木民雄税理士事務所)
	委員	相澤 一晧	大井上水道企業団
公共的団体 の役職員	II	北川 雅之	島田商工会議所
	II	桜井 祥代	行政相談員
	IJ	塚本すみ代	食生活推進協議会
	11	蛭田ひとみ	島田市男女共同参画啓発推進員
水道使用者	11	山田 修兵	島田市自治会長連合会(西部)
	11	山田 義男	島田市自治会長連合会(東部)
	11	太田 克巳	島田市自治会長連合会(右岸)
	II	藁科 博	島田市自治会長連合会(北部)